

住居確保給付金の条件緩和の継続と
同制度を拡充した恒常的な「住宅手当」制度の創設を求めます

2021年10月

一般社団法人居住支援全国ネットワーク
代表理事 芝田 淳

一般社団法人居住支援全国ネットワークは、全国のあらゆる地域において、障害者、高齢者等、居住支援を要する方々に対して、連帯保証問題の解決を含め、必要に応じて適切な居住支援が提供される社会を創造するため、全国各地のそれぞれの地域において居住支援を提供している団体が、居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うことで、社会の福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人です。

現在、全国15の団体が加盟し、居住支援の普及及び発展のために活動しています。

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第6条に基づき、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額を支給する制度です。

新型コロナウイルス感染症の緊急対策のため、支給要件については離職または廃業の日から2年以内とされていたところ、休業等にとまなう収入減少により離職・廃業には至らないがそれと同等の状況の方も利用できるようにされました。また、支給期間についても、原則3か月（最長9か月）とされていたところ、2020年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、最長12か月まで延長可能となりました。さらに、求職活動要件についても、ハローワークへの求職登録を不要とする見直しが行われました。

こうした当事者の立場に寄り添った運用の変更もあって、住居確保給付金の支給件数は2019年度においては3,972件であったところ、2020年度においては約135,000件と実に約34倍にも増加しました。

このように、住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症のもと、経済的に困窮し住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方々を支えるたいへん重要な施策であることが明らかになりました。この間の国会や政府のご努力に心よりの敬意を表したいと思います。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予想される今日、私たちは、上記のような住居確保給付金に関する条件緩和を継続することを求めます。

また、そもそも、我が国には、生活保護制度における住宅扶助を除いて、低所得者等住宅の確保や居住の継続に支援を要する方々に対する補助制度がありません。新型コロナウイルス感染症の影響のみならず、短時間強雨の増加等災害リスクも増大しています。また、児童虐待相談対応件数の増加、単身高齢者世帯の増加等、居住支援を要する方々も増加しています。こうした背景に鑑み、新型コロナウイルス感染症対策として住居確保給付金が非常に大きな役割を果たしたことを教訓に、私たちは、住居確保給付金制度を拡充し、恒常的な制度として、公的な家賃補助となる「住宅手当」制度を創設することを求めます。